

E.L.F.

EQUALITY

LIBERTY

FRATERNITY

2020

73

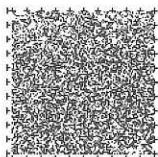
summer

特集

わ か やま けん ぶ らく さ べつ かい しょう すい しん
和歌山県部落差別の解消の推進に
かん じょう れい し こう
関する条例を施行しました !!

コラム

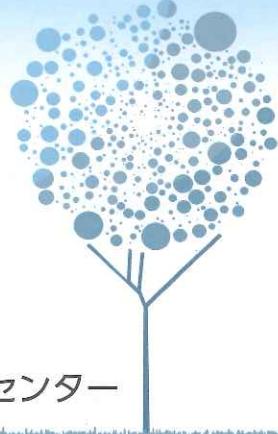
か
じん けん しん がい
コロナ禍での人権侵害





じん けん かんが 人権を考える

か じん けん しん がい コロナ禍での人権侵害



こうえきざいだんほうじん わかやまけんじんけんけいはつ
公益財団法人和歌山県人権啓発センター

しんがた りゅうこう さい かんせん しんぱい なか じんりょく
新型コロナウイルスの流行に際し、感染リスクなどが心配される中、尽力してくださって
いる医療関係者の方々をはじめ物流、販売等の社会機能の維持に携わるみなさん、私たちの
くさき ほんとう
暮らしを支えてくださり本当にありがとうございます。

しんがた せ かいてき りゅうこう わたし せいかつ いっぺん あわ みち しゃ
新型コロナウイルスの世界的な流行により私たちの生活は一変し、併せて未知のウイルスは社
かい さまざま じんけんもんだい はっせい
会に様々な人権問題の発生も、もたらしました。

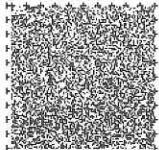
かんせんしゃ いりょうかんけいしゃ しゃかい きのう いじ たずさ かた かぞくとう たい こころ げんどう
感染者をはじめ医療関係者、社会機能の維持に携わる方やその家族等に対する心ない言動が、
ほうどう きゅうこう がいしゆつ じしゆく つづ なか しゃかい こども みまも きかい へ じどうぎやくやい
報道されました。また、休校や外出自粛が続く中、社会が子供を見守る機会が減り、児童虐待が
ふえたということなども指摘されています。

しんがた かんせんかくだい ひと こころ う ふあん おそ けんおかん へんけん
新型コロナウイルスの感染拡大により人の心中に生まれた不安や恐れが、嫌悪感や偏見へとつな
がることもあります。人は大きな不安に支配されてしまうと、冷静な判断能力や広い視野がなく
なり、それがいずれ差別などの人権侵害を生み出すことにもなりかねません。

こんかい か かぎ ねん ひがし に ほんだいしんさい
このようなことは、今回のコロナ禍に限ったことではありません。2011年の東日本大震災
の時にも、被災地に対する誹謗中傷や風評被害に苦しむ人たちの姿がありました。みんなが大変
な時だからこそ一致団結できることもある反面、大変な時だからこそ起こる問題もあります。

みち きょう い たい おそ ふあん いだ あ まえ ふ まわ
未知の脅威に対し、恐れや不安を抱くのは当たり前のことです。しかし、それに振り回される
ことなく常に正しい情報を得るために努め、根拠のない固定観念に縛られず、自分自身をチェック
することが大切です。他者を差別し、遠ざけることで得られる安心感は、所詮一時的なもので
あり、本当の心の安らぎではありません。

じんけんしんがい だれ お じぶんじしん かがいしゃ ひがいしゃ
人権侵害は、誰にでも起こるおそれがあり、自分自身が加害者にも被害者にもな



る可能性があります。そして非常時にはストレス等も重なり、そのリスクが格段に高まります。

今回のコロナ禍では、それを強く感じた方もいたのではないでしょうか。

人権尊重の基本は、「自分も相手も大切にする」ということです。自分の長所も短所も認め、「どんな自分もOK」と思えること、そして同じように他者も大切な存在だと認めることができれば、互いの人権を守り合うことにつながります。そのためには、自他に対する敬意や労り、他者への感謝を忘れないことが大切です。

人権は、みんなが持っていて当たり前なのだからこそ、普段は見過ごされがちです。今回のコロナ禍の中で起こった様々な人権侵害について、報道等を通して知ることで、人権について少しでも意識してくださったとすれば、それはあなた自身にとっても社会にとっても、大変大きな一歩です。

POINT① 新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見等は許されることではありません。

POINT② このような差別や偏見等が拡がることは、新型コロナウイルス感染症に対する人々の不安を煽り、感染拡大防止の妨げにもなりかねません。

POINT③ 新型コロナウイルス感染症に関する誤った情報や不確かな情報に惑わされて人権侵害につながることがないよう、正しい情報に基づいた冷静な判断のもと、一人一人がお互いを思いやる気持ちをもって行動しましょう。

<新型コロナウイルス感染症専用相談窓口>

●県健康推進課

TEL 073-441-2170 (土日祝日を含む9:00~21:00)

<人権相談窓口>

●人権ホットライン (6ページ参照)

●みんなの人権110番 (全国共通人権相談ダイヤル)

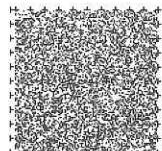
TEL 0570-003-110 (平日8:30~17:15)

※おかげになった場所の最寄りの法務局・地方法務局につながります。

●県人権局人権政策課

TEL 073-441-2563 (平日9:00~17:45)

※各振興局においても、相談できます。





「和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例」を施行しました！！

施行日：令和2年3月24日

和歌山県企画部人権局人権政策課

同和問題（部落差別）の現状

和歌山県では、国や市町村、県民の皆さんと一体となって、同和問題の解決に取り組んできました。その結果、多くの分野で大きな成果をあげ、同和問題は解決へと向かっています。

しかしながら、今もなお、同和地区と呼ばれる地域に住んでいることや、その地域の出身者であることを理由に結婚を反対したり、引っ越しなどの際に、同和地区を避けようとして同和地区の所在を問い合わせたりする行為が発生しています。また、インターネット上に、同和地区や同和関係者を誹謗中傷するといった書き込みも行われており、部落差別は過去の問題ではなく、現実の課題として残っています。

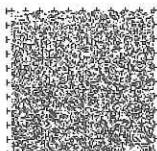
このような状況を踏まえ、和歌山県では、部落差別のない社会の実現を目指し、令和2年3月に「和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例」を制定しました。

条例の基本理念

和歌山県では、部落差別のない社会を実現するために、日本で初めて条例に「部落差別は基本的人権の侵害であること」を明示し、部落差別を行ってはいけないということを規定するとともに、行政だけではなく、県民や事業者の皆さんと一体となって部落差別の解消に取り組むことを基本理念として掲げています。

部落差別の禁止

この条例では、結婚や就職などの際に、同和地区と呼ばれる地域の出身者であるかどうかを調べたり、インターネットの匿名性を悪用してインターネット上に同和



地区や同和関係者に対する誹謗中傷の書き込みを行ったり、同和地区を避けようとして引っ越しなどの際に同和地区の所在を問い合わせるなど、あらゆる行為による部落差別を行ってはいけないということを明記しています。

和歌山県の取組

和歌山県では、「教育・啓発」「相談」「把握」「部落差別への対応」の4つの柱により、部落差別の解消に取り組んでいきます。

教育・啓発

部落差別についての理解と認識を深めていただくための講演会や研修会の開催や、啓発資料の作成などを行っています。特に、和歌山県では、毎年11月を「同和運動推進月間」と定めて、地元の企業や大学生・高校生・中学生などの皆さんと一緒にになって駅前やスーパー・マーケットなどで街頭啓発を行ったり、部落差別に関する歴史や現状、今後の課題などを学んでいただくための特別講演会を開催したりするなど、部落差別の解消のための啓発活動を重点的に展開しています。



同和運動推進月間特別講演会（R 1.11.14）

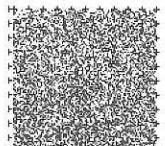


街頭啓発（R 1.11.1）

相談

部落差別に関する相談に対応するため、（公財）和歌山県人権啓発センターに相談員を配置し電話相談に応じているほか、弁護士による法律相談も実施しています。また、県庁人権政策課及び各振興局総務県民課にも人権相談窓口を設置し、部落差別に関する相談に応じています。

さらに、部落差別を受けた方などから相談があった場合に、相談担当者が相談者の気持ちに寄り添った対応ができるよう、相談担当者のスキルアップを図るために研修を行っています。



※なお、相談窓口の電話番号については、下記問い合わせ先の「県人権局人権政策課」及び6ページの「人権ホットライン」をご参照ください。

**はあく
把握**

和歌山県では、インターネット上の部落差別に関する書き込みを把握し、把握した書き込みについて、プロバイダ等に対し削除要請を実施しています。しかしながら、削除されない場合もあり、国に対して法整備等の実効性のある対策を早期に講じるよう要望を行っています。
また、人権に関する県民の意識調査なども実施しています。

部落差別への対応

部落差別が発生した場合には、和歌山県では、市町村と連携を図りながら、部落差別を受けた人と部落差別を行った人の双方から話を聞くなど、部落差別の内容や状況等の把握を行い、部落差別を行った人に対しては、部落差別は許されないものであり、部落差別を行わないように指導します。部落差別を行った人が、和歌山県の指導に従わない場合には、部落差別をやめるよう勧告を行います。

県民及び事業者の皆さんへのお願い

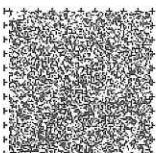
部落差別は過去の問題ではなく、現実の課題として残っているということを認識いただき、行政とともに、部落差別の解消に取り組んでいただくようお願いします。
そのために、県民及び事業者の皆さんには、行政が実施する講演会や研修会、啓発活動に積極的にご参加ください。

また、事業者の皆さんには、自社の従業員の人権意識の高揚を図るための研修など、事業者の皆さん自らが部落差別の解消のための取組を行っていただくようお願いします。研修の実施にあたり、講師や啓発資料が必要な場合には、和歌山県や（公財）和歌山県人権啓発センターにご相談いただければ対応しますので、お気軽にご連絡ください。

部落差別のない豊かで明るい社会の実現に向け、ご協力よろしくお願いします。

【問い合わせ先】 和歌山県人権政策課 TEL 073-441-2563

FAX 073-433-4540





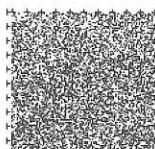
※条例の全文については、和歌山県人権局のホームページに掲載していますので、ご覧ください。

QRコードはこちら ➔



URL : <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/021400/d00203694.html>

ひ がろ せいかつ なか じんけん かん こま ごと
日頃、生活の中で人権に関するお困り事などがありましたら、
お気軽にお相談ください。



あたら 新しいスタッフをご紹介します！

今年度から、新しい職員が加わりました。今後とも、どうぞよろしく
お願いいたします。

4月から公益財団法人和歌山県人権啓発センターで、啓発員として啓
発活動を担当させていただいております、成瀬瑠紀と申します。

企業で働いた経験や、一児の母としての経験を活かして啓発活動を行
えるようにがんばります。

人と人はお互いに思いやりを持って、相手の目線で話を聞き、相手の立場で考えることで、お
互いが気持ちよく生活ができるようになると考えています。

その考え方から、すべての人に思いやりを持ち、悩んでいる人が健全な生活を送れるように事業
に取り組みたいと思っています。

公益財団法人和歌山県人権啓発センターでは、ワークショップやセミナー等を開催したり、人
権をテーマにした詩やポスターを募集したりしています。他にも人権ホットラインでの電話相談
や、弁護士による法律相談も行っています。



私は啓発員として、ワークショップの開催等を担当させていただきます。

その業務の中で、人権について考えることの大切さや、人権問題を解
決することで、誰もが社会をより良くすることができるということを多く
の人に広めていきたいです。また人権相談では、問題解決に向けて相
談者と一緒に考え、一人一人に寄り添った助言や情報提供ができるよう
がんばりますので、よろしくお願ひいたします。

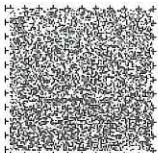


「人権の詩（こころのうた）」「人権ポスター」

まだまだ募集中！

日常生活の中で、ともすれば見過ごしがちなできごとを「人権」という視点から詩につづる
「人権の詩（こころのうた）」、そして人権意識を高め、豊かな人権感覚を育むための人権ポス
ターを募集しています。

●募集期間：いずれも2020年7月1日（水）～9月4日（金）



ご意見投稿＆クイズに解答して 「オリジナルボールペン」をゲットしよう！



機関誌 E.L.F.へのご意見やご感想を投稿してくださったクイズ正解者の中から抽選で20人に、(公財)和歌山県人権啓発センターのオリジナルボールペンをプレゼントします。「ボールペン」「LEDライト」「タッチペン」「スマホスタンド」の4つの機能付きの優れものです。

問 次の6つのクイズの解答の頭文字を並べ替えて出てくる仮名6文字の言葉は？

Q1 私たちの生活に大きな影響をもたらした、新型○○○ウイルスの流行

Q2 障害のある人もない人も共に生活し、活動できる社会をめざす考え方のことを何と

いう？

Q3 名前や生年月日、住所など個人が特定できる情報は何でしょう？

Q4 いろいろな種類や傾向という意味を持ち、しばしば「ダイバーシティ」という言葉に置き換えられる言葉は？

Q5 「人権とは、人が○○○○○○に持っている必要不可欠な様々な権利」の○○○○○○に入る文言は？

Q6 社会問題になっている、まだ食べられるのに捨ててしまう食べ物のことを食品○○といいます。

<応募方法> Eメール、FAX、はがきに

①クイズの答え ②機関誌 E.L.F.へのご意見・ご感想

③郵便番号 ④住所 ⑤名前 (ペンネーム使用の場合も併記してください。)

⑥電話番号 を明記のうえ、ご応募ください。

なお、当選者の発表は発送をもって代えさせていただきます。

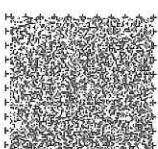
<締切> 9月30日(水) 消印有効

<応募先> 〒640-8319 和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛2階
(公財)和歌山県人権啓発センター 「機関誌 E.L.F.」係

FAX 073-435-5421 Eメール mail@w-jinken.jp

※応募者の個人情報は適切に管理し、誌面作り以外の目的には使用しません。

答えは7ページのどこかにあるよ！



人権感覚を育てよう事業

「みんな、たいせつ」講師養成セミナー

人権やプログラムに関する講義と、実際のプログラム体験で、あなたも「みんな、たいせつ」のファシリテーターに！

ご参加お待ちしています。

日 時：8月27日(木) 10:00～16:00

(10:00～12:00講義、13:00～16:00演習)

場所：西牟婁振興局 4階大会議室(田辺市朝日ヶ丘23-1)

定員：30人(申込先着順)

対象：保育所・幼稚園・認定こども園職員、一時保育者、その他幼児と関わる活動に従事している方、講座に興味のある一般の方等

※コロナウイルス感染拡大の影響により、延期になる可能性があります。延期日は9月10日(木)です。また、午前8時の時点で田辺市に「大雨」「洪水」「暴風」のいずれかの警報が発令されている場合も延期とします。

check!



Instagram

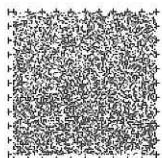
はじめました!!

閲覧方法

1. インスタグラムのアプリをスマホへダウンロード
2. 「@w.jinken」で検索または右のQRコードを読み込む。
3. アカウントが表示されたら「フォローする」をクリック！



W.JINKEN





しおう かい DVDのご紹介

にじ 「虹のきずな」(31分)

とうえいかぶしきがいしゃ
東映株式会社

あらすじ：小学校の図書館で読み聞かせのボランティアをしているひかりが出
会った、中国人の転校生・タオロン。つたない日本語が原因でいじめられる
ようになってしまったタオロンに、ひかりは声をかけられずにいた。実はひ
かりには、いじめを傍観した過去があったのだ。そんなふたりが一冊の絵本
に出会い、踏み出した一歩とは…？



おすすめポイント：いじめや差別がいけないことだということは、多くの人がわかっています。

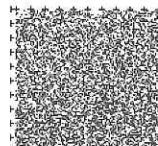
でも、「傍観者」という立場でそれに加わっていることに気づいているでしょうか？この作品
では、傍観者や無関心な立場に焦点を当て、人の痛みを感じることや違いを認め合うこと、一
歩踏み出す勇気を伝えています。指導者用テキストやワークシート付属で、全16分の特別編
集版も収録されています。小学校中学年以上を対象とした授業に使いやすい、おすすめの1本
です。

機関誌E.L.F.についてのアンケートへのご協力、 ありがとうございました！

より良い誌面を作るため前号にて実施したアンケートに、多くのご回答をいた
だきました。本当にありがとうございます。また、職場での供覧や、地域の人と
の会話などで広くご活用くださっている方も見受けられ、大変嬉しく思います。

「いつも楽しみにしています」「文字が大きく読みやすい」など、ありがたい
お声もいただき、スタッフ一同喜んでおります。そして、様々なご提案もいただき
き、より良い誌面作りに取り組んで参りたいと思っています。

アンケートの締切は8月31日(月)です。まだまだご意見募集中
ですので、ご協力のほどよろしくお願いします。



『みんな、たいせつ』出張講座 訪問先決定！

幼児向け人権啓発プログラム「みんな、たいせつ」をもって、専門のファシリテーターがみなさまのところにおじゃまします！

今年もたくさんの園や施設からご応募いただきました。選考の結果、下記の10箇所への訪問が決定しました。ご希望に添えなかったみなさま、本当に申し訳ありません。

当センターでは、今後ともさまざまな催しやセミナーを実施してまいります。どうぞよろしくお願いいたします。



出張講座の訪問先 (10箇所) ※順不同

(社福) こうま保育園 (和歌山市)、片男波こども園 (和歌山市)、東貴志保育所 (紀の川市)、山崎北こども園 (岩出市)、つくし幼稚園 (和歌山市)、糸我保育所 (有田市)、宮崎町保育所 (有田市)、ひまわりこども園 (美浜町)、城北保育所 (和歌山市)、紀南学園 (新宮市)



エルフ

公益財団法人 和歌山県人権啓発センター

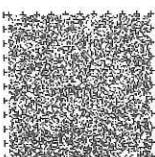
Equality／平等 Liberty／自由 Fraternity／友愛

お問い合わせ 〒640-8319 和歌山市手平2丁目1-2 和歌山ビッグ愛2階
TEL 073-435-5420 FAX 073-435-5421
URL <http://w-jinken.jp/> E-mail mail@w-jinken.jp

開館時間 9:00～17:45 *人権ライブラリー・人権ギャラリーは、
9:30～17:00

休館日 日曜・祝日、年末年始 (12/29～1/3)

交通案内 JR和歌山駅から徒歩約20分、バス約5分「手平出島」下車
JR宮前駅から徒歩約7分
南海和歌山市駅からバス約20分「手平出島」下車
有料駐車場あり 100円／50分 (30分以内無料)



協賛企業（敬称略）：株式会社 井内屋種苗園



この印刷物は地球環境に優しい
植物油インキを使用しています。